

IV.有無で評価する調査項目

1. 有無で評価する調査項目



1 群の
麻痺等拘縮の有無

4 群の
BPSD 関連の有無

上記の二つに分類され、それぞれ異なる考え方をします。

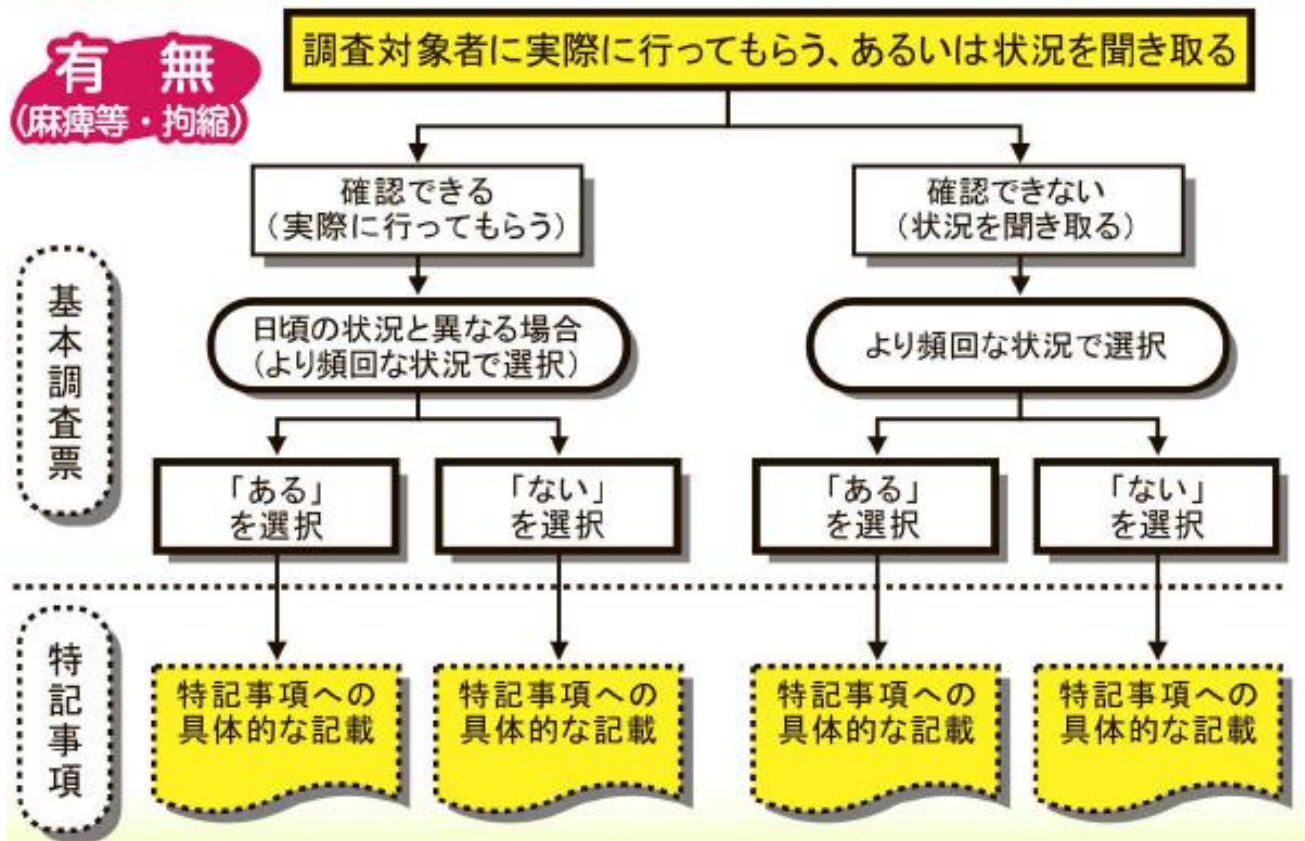
麻痺等拘縮の有無は、能力の有無と同じ考え方をします。特記事項には、日頃の状況や、なぜその選択肢を選択したかの根拠を記載することが重要です。

BPSDとは、Behavioral and Psychological Symptoms of Dementiaの略で、認知症に伴う行動、心理状態を意味します。

BPSD 関連の基本調査の選択肢は、「ない」「ときどきある」「ある」となっており、その発生の頻度を表しています。その行動で、支障が発生しているかどうかではなく、定義に定められた行動が発生しているかどうかを評価する項目です。したがって、特記事項には、その行動により発生している介護の手間を記載することが重要です。

2. 調査の流れ（麻痺等・拘縮）

麻痺等拘縮の有無の調査項目は、日常生活上の支障の有無とは関係なく、基本的に、調査項目ごとに定められた「確認動作の試行」と「日頃の状況の聞き取り」の二つにより、調査を行います。



厚生労働省要介護認定適正化事業「eラーニングシステム教材：有無で評価する調査項目」より

3. 確認動作と日頃の状況（麻痺等・拘縮）

能力で評価する調査項目に関する調査は、
原則として**確認動作で実際に「試行」**。

- 本人や家族の「同意が得られない」場合や、「危険」と判断される場合などでは、確認動作は行わないでください。
- 実際に行ってもらえた場合でも、実際に行ってもらえなかった場合でも、本人や介護者から「日頃の状況」を聞き取ります。

基本調査票 日頃、**より頻回に起きている状況に基づいて**
選択肢を選択する

特記事項 確認動作の**試行状況**と、**日頃の状況**を、
具体的に記載する

4. 特記事項記載の例（麻痺等・拘縮）

確認動作と日頃の状況が異なる場合や、基本調査項目の選択肢で、どちらの選択も妥当と感ずる場合があります。この場合、調査員は、申請者の具体的な状況と、調査員の判断根拠などを特記事項に記載し、介護認定審査会が最終的な判断を行います。

下記の記載例の様に、特記事項には、実際の状況、日頃の状況、そして、調査員の判断根拠などを記載し、審査会で情報を確認できるようにするのが重要です。

☞ 1-1 麻痺等の有無（テキスト P31）

(3) 右上肢、(5) 右下肢

☞ 右半身麻痺あり、右上肢は自力で胸のあたりまでしか挙上できない。右下肢は床下から数センチなんとか挙上できるも静止できず落ちてしまう。日頃も動かしにくく、起居動作、移動や排泄等で介助を要している。

(6) その他

☞ 上肢、下肢の確認動作はできたが、右手指に軽い麻痺があり、力が入らない。箸やスプーンが持てず、服のボタンやペットボトルのふたを開けられない等、指先を使う動作については介助を要する。

☞ 1-2 拘縮の有無（テキスト P36）

ない(チェック無し)

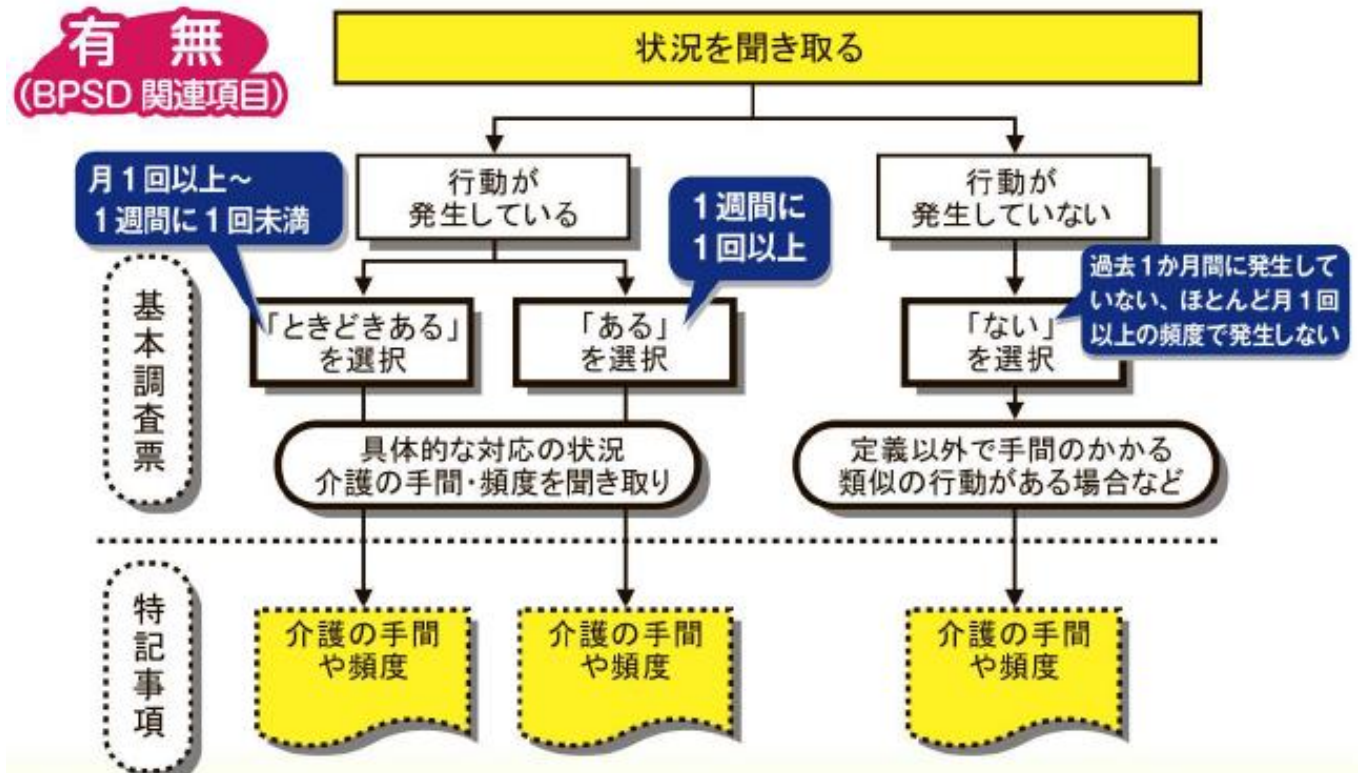
☞ 確認動作はできた。しかし時間帯によっては膝・股関節が痛むことがあり、起居動作が出来ず、同居の家族をその都度呼んで物を取ってもらったり、動作介助をしてもらっている。頻回な状況より「なし」を選択。

ない（チェック無し）

☞ 「肩関節」の確認動作は行えた。日頃も同じ高さまで上がるとのことだが、定義する範囲以外で日常生活上での支障がある。

5. 調査の流れ（BPSD 関連）

BPSD 関連の有無の調査項目は、介護者などへの聞き取りにより、調査をする項目です。基本調査では、その行動により、支障や介護の手間が発生しているかどうかに関わらず、定義で定められた調査の対象となる行動が、過去1カ月以内に、どの程度発生しているかで、評価します。



厚生労働省要介護認定適正化事業「eラーニングシステム教材：有無で評価する調査項目」より

6. 「選択基準」と「特記事項」の視点（BPSD 関連）

BPSD 関連の調査項目では基本調査の「選択基準」と「特記事項」の視点が異なります。

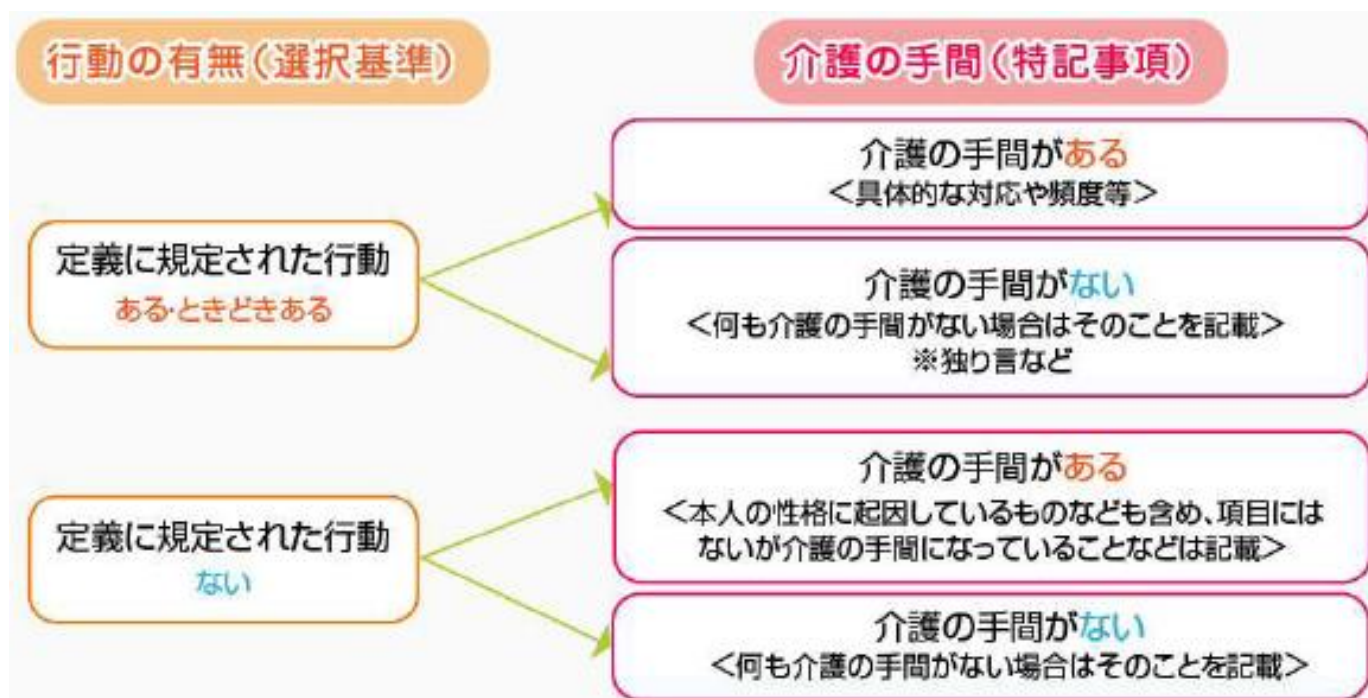
基本調査の選択 では「行動の有無」

「行動」自体の「発生の有無」に基づいて行うことに注意する

特記事項では「介護の手間」

「介護の手間」の具体的な内容とその「頻度」を記載する

定義に規定された行動の有無と、介護の手間の有無により、4つのケースに分かれます。



厚生労働省要介護認定適正化事業「eラーニングシステム教材：重点講座」より
審査会の二次判定、つまり、「介護の手間」にかかる審査判定では、「介護の手間」がかかっているかについて具体的に議論することになりますので、特記事項には、「周囲がどのような対応を、どの程度の頻度でしているか」、または、「発生しているが対応がなされていない」ということを具体的に書いて、介護の手間が伝わるようにしてください。

7. 基本調査の留意点（BPSD 関連）

BPSD 関連の調査項目は、 当該行動の有無に基づき選択する

実際に介護者が対応しているかどうかや、日常生活上の支障、介護の手間とは関係ありません。

しかし、基本調査項目の選択肢の選択のみでは、実際に介護の手間が発生しているかどうか、審査会に伝わりません。このため、具体的な介護の手間は、特記事項に記載することが重要です。

なお、具体的な介護の手間が発生していない場合でも、発生していないと記載してください。

選択肢の選択のみでは
どのような介護の手間が発生しているか
確認できないため



具体的な介護の手間は、
特記事項に記載することが重要

8. 特記事項のポイント①（BPSD 関連）

特記事項には介護の手間と頻度を記載し、介助量を把握できるようにすることが重要

【例】「一人で出たがる」が「ある」

週1回ほど、一人で玄関から自宅の外に出てしまうため、介護者は毎回のよう探しに出ている。



介護の手間に差

ほぼ毎日、一人で玄関から自宅の外に出てしまうため、介護者は毎回のよう探しに出ている。

【例】「感情不安定」が「ある」

週1回ほど、何の前触れもなく突然泣き出すことがあるが、特に対応はとっていない。



介護の手間に差

ほぼ毎日、何の前触れもなく突然泣き出すことがあり、なだめるのに傍らで15分ほどは声かけを行っている。

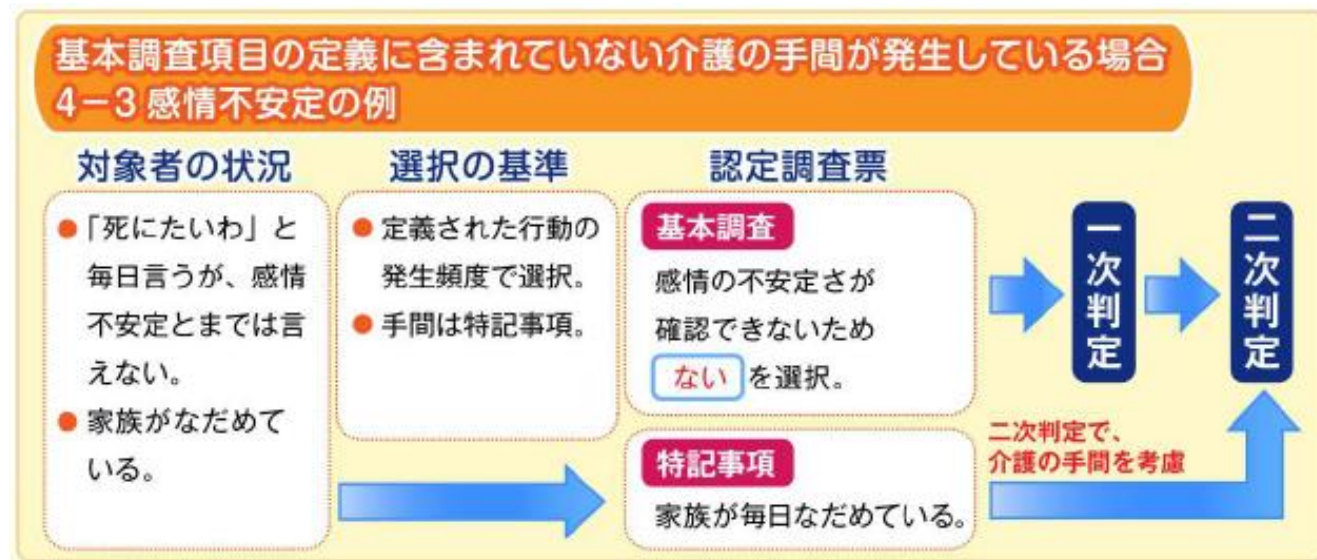
厚生労働省要介護認定適正化事業「eラーニングシステム教材：有無で評価する調査項目」より

同じ「ある」でも、それが、週1回発生しているか、毎日発生しているかで、介護の手間の総量は異なります。

また、対応の有無や、その内容によっても、介護の手間の総量は異なるため、特記事項に具体的に記載することが重要です。

9. 特記事項のポイント②（BPSD 関連）

基本調査項目の定義に含まれない BPSD 関連の行動で、
手間が発生している場合も「特記事項」に介護の手間を記載



厚生労働省要介護認定適正化事業「eラーニングシステム教材：有無で評価する調査項目」より

基本調査項目の定義で、「ある」「ときどきある」に当てはまらない場合であっても、介護の手間が発生している場合は、特記事項に具体的な介護の手間と頻度を記載し、二次判定で評価できるようにしておくことが重要です。

例の様な当てはまらない場合、こうした状況でも、「家族がなだめている」というような対応がある場合、その具体的な介護の手間と頻度を特記事項に記載します。

10. 特記事項記載の例（BPSD 関連）

認知症高齢者の日常生活自立度が II 以上と判断するケースについては、BPSD 関連項目等について、実際の介護の手間が発生しているかどうかも十分に確認してください。

認知症が進行している状況では、何らかの BPSD が発生し、介護の手間が発生する可能性も高まっており、特記事項に具体的な記載をすることが重要です。

📁 4-1 被害的（テキスト P116）

(3)ある

📄 物をとられたと被害的になることが週 1、2 回あるが、特に対応はとっていない。

📁 4-2 作話（テキスト P117）

(3)ある

📄 事実と異なる話を毎日のように家族に報告するが、家族は特に手間と感じていない。

📁 4-7 介護に抵抗（テキスト P122）

(1)ない

📄 毎日寝る前にトイレに行くように声をかけるがそのまま寝てしまい、尿失禁が週に 1～2 回あり、着替えや後始末の手間が発生している。

📁 4-8 落ち着きなし（テキスト P123）

(1)ない

📄 現在入所中であり、毎日のように「家に帰りたい」と職員に話すが、状態は落ち着いている。

📁 4-11 物や衣類を壊す (テキスト P126)

(1)ない

📄 以前は、週1回ほど、物を壊したり、衣類を破いたりしていたが、治療の効果により今はなくなったと立会人より聞き取る。

📁 4-13 独り言・独り笑い (テキスト P128)

(3)ある

📄 場面や状況とは無関係に、明らかに周囲の状況に合致していないにもかかわらず、独り言を言い続けることが週1回ほどある。家族は今のところ、なにも対応していない。

📁 4-15 話がまとまらない (テキスト P130)

(1)ない

📄 家族によると、話していることに整合性がなくなっているように感じることもあるが、「会話が成立しない」というほどではないが、家族は心配で外出を控え、対象者が1人にならないように見守りをしている。